

公募型プロポーザルに係る手続開始の公告

観光・交流拠点（仮称）「末廣農場」整備事業について、設計・施工一括発注公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和3年4月6日

富里市長 五十嵐 博文

記

1 事業概要

- (1) 業務の名称
観光・交流拠点（仮称）「末廣農場」整備事業
- (2) 事業の内容
観光・交流拠点（仮称）「末廣農場」の整備（設計・施工一括発注）
- (3) 事業場所
富里市七栄字獅子穴650番206外
- (4) 事業詳細
別紙「観光・交流拠点（仮称）「末廣農場」整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル実施要項」に定める。

2 参加者の構成等

- (1) 参加者は、本事業を実施することを予定する単独企業又は下記の「3 資格要件」の第2号アに掲げる事項を全て満たす企業1社に設計業務の協力を求めるため、自主的に企業コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を結成した者を原則とする。ただし、市内業者に限り施工業務の一部を行うためコンソーシアムに参画することを妨げない。
なお、コンソーシアムによる参加の場合は、「3 資格要件」第2号イに掲げる事項を全て満たす施工者を代表者（以下「コンソーシアム代表者」という。）とすること。
※ 市内業者とは、富里市内に本社又は営業所を置く業者をいう。
- (2) コンソーシアムの構成員は、単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として本プロポーザルに参加することはできない。

3 資格要件

- (1) 単独企業又はコンソーシアム構成員全者に共通する参加資格要件
参加者は、基準日において、次に掲げる要件（ウにおいては単独企業又はコンソーシアム代表者に限る。）を全て満たす者とする。
なお、基準日から優先交渉権者等公表までの間に、次に掲げる要件を1つでも満

たさなくなった場合は、参加資格を取り消す。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。また、同条第2項に規定する参加の制限を受けている者ではないこと。

イ 富里市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年告示第53号）第2条に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。

ウ 本市における令和2年度及び令和3年度の入札参加資格申請を建設工事として資格の認定を受けている業者であること。

エ 富里市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年告示第25号）第2条の規定による指名停止等を受けていないこと。また、千葉県において、法令違反を理由として、指名停止措置を受けていないこと。

オ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと。

カ 公募開始日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者でないこと。

ク 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画決定がされていない者でないこと。

ケ 国税、県税及び市税を滞納していない者

コ 次の届出の義務を履行している者（当該届出の義務がないものを除く。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

キ 本市に本店又は権限委任を登録及び当該業種の許可を得ている支店等を有する者又は本市に隣接する成田市、八街市、山武市、酒々井町若しくは芝山町に本店等を有する者

(2) 業務別の参加資格要件

参加者のうち、設計者・工事監理者及び施工者は、それぞれ次に掲げる要件を満たす者とする。また、参加者は、本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者とする。

ア 設計者・工事監理者の参加資格要件

設計業務・工事監理業務は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 参加者の組織と3か月以上の恒常的な雇用関係がある者の中から、各条件を満たす以下の技術者を配置すること。

a 設計業務管理技術者

設計業務管理技術者は、一級建築士の資格を有し、設計業務を統括するものとする。

b 工事監理業務管理技術者

工事監理業務管理技術者は、一級建築士の資格を有し、工事監理業務を統括管理するものとする。

なお、設計業務管理技術者と兼務できるものとする。

イ 施工者の参加資格要件

(7) 建築一式工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を有する者であること。

(4) 参加者の組織と3か月以上の恒常的な雇用関係がある者の中から、各条件を満たす次の技術者を配置すること。

a 監理技術者（建築工事にて下請を予定している場合に限る。）

(a) 一級建築施工管理技士又は一級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。

(b) 本業務に専任で配置できること。

b 建築担当主任技術者及び現場代理人

(a) 一級建築施工管理技士又は一級建築士いずれかの資格を有していること。

(b) 本業務に専任で配置できること。

(c) 現場代理人は、監理技術者又は建築担当主任技術者を兼ねることができる。

3 提案上限額 185,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳上限）

(1) 設計費・工事監理費・建築工事費

66,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 電気設備・機械設備・給排水設備工事費

64,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 外構工事費

55,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 スケジュール

令和3年4月6日（火）公告

令和3年4月6日（火）参加表明書受付開始

令和3年4月6日（火）技術提案書受付開始

令和3年4月6日（火）質問受付開始

令和3年4月15日（木）質問受付締切り

令和3年4月20日（火）質問回答

令和3年4月26日（月）参加表明書受付締切り

令和3年4月30日（金）第1次審査結果通知

令和3年5月10日（月）技術提案書受付締切り

令和3年5月17日（月）第2次審査実施

令和3年5月17日（月）選定事業者（優先交渉権者）及び次点決定

令和3年5月18日（火）仮契約（議決後本契約）

5 その他

詳細は、観光・交流拠点（仮称）「末廣農場」整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル実施要項、「要求水準書」、「富里市ではじめての観光・交流拠点（仮称）「末廣農場」整備計画」等による。

6 担当部署

- (1) 担当部署：富里市経済環境部商工観光課観光振興班
- (2) 所在地：〒286-0292 千葉県富里市七栄 652 番地 1
- (3) 連絡先：（電話）0476-93-4942 （FAX）0476-93-2101
- (4) 電子メール：shoukou@city.tomisato.lg.jp